

梶原町の学資金貸付制度について

梶原町には、進学奨励と能力の開発を図り、広く有為の人材を育てること、また看護師等の業務に従事しようとする者に対し学資金貸与することによって看護師等の確保と充実を図るための、学資金の貸付制度があります。

(資格要件)

梶原町に住所を有し、なお将来も引き続いて町内に居住する見込みのある者の子で、向学心が旺盛な就学意欲のある者や、将来町内で看護師等の業務に従事する見込みのある者で、次の各号に掲げる要件を備えている者。

1. 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学、短大、専修学校に在学している者。



2. 保健師助産師看護師法、社会福祉士及び介護福祉士法、薬剤師法及び理学療法士及び作業療法士法による学校教育法に規定する学校、又は厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した養成所に在学している者。

(学資貸与の額)

区 分			学資貸与額 (月額)
1	高等学校		15,000円
	高等専門学校	1 学年～3 学年	15,000円
		4 学年～5 学年	20,000円～40,000円
	短期大学・専門学校		20,000円～40,000円
	大学		20,000円～80,000円
2	養成施設 (看護師・保健師・社会福祉士・薬剤師・理学療法士)		30,000円～80,000円

備考 (1)高等学校には、専修学校の高等課程を含む。
(2)短期大学には、専修学校の専門課程を含む。
(3)貸与月額5,000円を単位とし、それぞれの区分ごとの学資貸与額の上限を超えないものとする。

(返済方法)

1. 学校を卒業後1年を経過した月からの支払となる。返済期間中に町内に生活の本拠を有する時は、その月の返済すべき金額の半額を免除する。
2. 養成施設を卒業後2年以内に町内に生活の本拠を有し、かつ町内において保健師等の業務に継続して従事する期間が、貸与を受けた期間の1.5倍に達した時は、返済すべき金額の全額を免除する。

期間公募は毎年2月～3月に行っています。
詳しくは梶原町生涯学習課 学校教育係に
お問い合わせください。

電話 0889-65-1350